

岩見沢市中小企業等振興条例施行規則の一部を改正する規則の概要

第 1 改正の趣旨

新型コロナウイルス感染症による経済への影響の縮小に伴い、中小企業融資制度における災害対策資金の対象要件を縮小する。

第 2 改正の内容

まちづくり特別資金中「災害対策資金」について新型コロナウイルス感染症に係る文言の修正を行う。

第 3 施行期日

令和 6 年 4 月 1 日

岩見沢市規則第 6 号

岩見沢市中小企業等振興条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 3 月 27 日

岩見沢市長 松 野 哲

岩見沢市中小企業等振興条例施行規則の一部を改正する規則

岩見沢市中小企業等振興条例施行規則（昭和 53 年規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

別表 1 の 2 特別資金の部まちづくり特別資金の項第 4 号中「。ただし、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業者については、新型コロナウイルス感染症に係る同号の規定による指定の期間内において最近 1 か月の売上高等が平成 31 年 2 月以降の同月比で 15 % 以上減少しているもの」を削り、同項第 5 号中「岩見沢市中心市街地活性化基本計画」を「岩見沢市まちなか活性化基本方針」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和 6 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の岩見沢市中小企業等振興条例施行規則の規定は、施行日以後に融資実行のあった資金について適用し、この規則の施行の際、現に貸付されている資金については、なお従前の例による。